

規 程 番 号	定款
制 定	昭和48年 7 月 5 日
最 終 改 定	令和 7 年 6 月 26 日
所 管 部 門	コーポレートマネジ メント統括部

定 款

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、ダイコク電機株式会社と称し、英文では、DAIKOKU DENKI CO., LTD. と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （１）マイクロコンピュータ応用電気機械器具及びその部品の開発、製造、販売
- （２）医療機械器具の販売
- （３）計量器具の販売
- （４）コンピュータとその関連機器に関するハードウェア及びソフトウェアの開発・製造ならびに販売・賃貸
- （５）マルチメディア関連機器の研究・開発・販売
- （６）前各号に附帯または関連する物品の輸出入業
- （７）マルチメディア関連情報サービスの提供
- （８）情報処理に関するコンサルティング業務
- （９）情報提供・処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業
- （10）映像、画像、音楽、ゲーム、書籍等の著作物の企画、制作、販売、出版、配給、興行、輸出入、賃貸借、仲介、使用許諾及び管理
- （11）デジタルコンテンツの企画、制作、販売、配信、仲介、使用許諾及び管理運営
- （12）第10号及び第11号の事業への投資
- （13）宅地建物取引業
- （14）不動産の売買、賃貸及び管理

- (15) インテリア・エクステリアデザインの企画及び制作
- (16) 旅館業
- (17) 料理、飲食店の経営
- (18) 食料品の仕入れ及び販売
- (19) 絵画及び美術工芸品の輸出入販売
- (20) 美術館の経営及び美術工芸品の展示場の企画運営
- (21) 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品及び装身具の輸出入販売
- (22) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、66,747,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に

記載しないことができる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員 数）

第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。

（選任の方法）

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任 期）

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、

専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任の方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報 酬 等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第35条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。